

# 観光施設等受入環境整備支援事業実施要領

令和2年7月22日  
宮崎県商工観光労働部  
観光経済交流局観光推進課

## 1 事業の目的

市町村が設置する宿泊施設及び観光施設等における感染防止対策のさらなる充実を図るため、観光施設等受入環境整備支援事業を実施することとし、その実施については、この要領の定めるところによる。

## 2 定義

「観光施設等」とは、「宮崎県観光入込客統計調査」の調査対象となる観光地点とする。ただし、屋外で密集することが想定されないと認められる地点は除く。

## 3 事業の内容

別表に示す物品の購入や施設改修等を行う市町村等に対し、補助金を交付する。なお、購入等に当たっては、可能な限り県内事業者を活用するものとする。

## 4 事業の実施方法

交付申請等の事務手続については、別に定める「観光施設等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱」により行うものとする。

## 5 実地調査等

知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、令和2年7月22日から施行し、令和2年度の予算に係る観光施設等受入環境整備支援事業から適用する。